

県内市町不妊治療費助成事業等実施状況一覧（詳細）

R 4（2022）．4．1 栃木県保健福祉部こども政策課

市 町 名	宇 都 宮 市	宇 都 宮 市	宇 都 宮 市	栃 木 市	佐 野 市	鹿 沼 市	日 光 市	小 山 市
助 成 対 象	特定不妊治療 (国庫含む)	男性不妊治療 (国庫含む)	生殖補助医療(体外受精・顕微授精・男性不妊治療)・先進医療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療
所 得 制 限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助 成 内 容	〔円滑な移行支援分〕 1回の治療につき30万円(初回治療は45万円)を限度に、1回に限り助成。ただし、凍結した胚の融解胚移植等一部治療は17万5千円まで。	〔円滑な移行支援分〕 1回の治療につき30万円を限度に、1回に限り助成。特定不妊治療が上限に達した場合、助成しない。	1回の治療につき、初回は保険適用分を含む自己負担額(※)に対し上限45万円を助成。 2回目以降は保険適用分を除く自己負担額に対し上限30万円を助成。(ただし、混合診療の場合は上限7万円) 通算回数6回まで。(これまでの助成履歴や保険適用回数上限に関わらず対象) (※)高額療養費を差し引いた自己負担	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に年度1回、子ども1人につき5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、1回15万円を限度に通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に、年度1回助成(通算助成年数の制限はなし)	この制度を利用して出産した第1子のみを対象に、妊娠・出産のための検査・治療について、助成対象経費の1/2以内で、5年間で100万円を限度に、年度1回、通算5年度まで助成
助 成 条 件	①治療開始時の妻の年齢が43歳未満 ②治療開始日が令和3年度以前かつ令和4年度中に治療終了したもの ※市税に滞納がある場合は助成額に変更あり	①治療開始時の妻の年齢が43歳未満	①治療開始時の妻の年齢が43歳未満 ②治療開始日が令和4年4月1日以降で、治療終了日の翌月から翌年の治療終了日同月末までに申請 ③治療開始日及び助成申請時に夫婦のいずれかが市内に住所を有すること ④市税等の滞納がない者	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦または事実婚にある夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入
所 管 課 名 (電 話 番 号)	子ども家庭課 (028-632-2296)	子ども家庭課 (028-632-2296)	子ども家庭課 (028-632-2296)	保険年金課 (0282-21-2137)	健康増進課 (0283-24-5770)	健 康 課 (0289-63-2819)	子ども家庭支援課 (0288-21-5101)	子育て家庭支援課 (0285-22-9634)

※特定不妊治療における助成対象額は、治療費から県の助成額を控除した後の額

市町名	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	下野市
助成対象	特定不妊治療及び人工授精	人工授精	特定不妊治療及び人工授精	保険適用外の不妊検査・治療	特定不妊治療及び人工授精	特定不妊治療及び人工授精	特定不妊治療	男性不妊治療
所得制限	なし	730万円未満(夫婦合算)	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に年度1回、通算5年度まで助成特定不妊治療の申請が初めての場、初年度のみ上限30万円助成	1回の治療につき2万円を限度に、通算5回まで助成 ※令和4年3月31日までに終了した治療をもって終了。申請期限は治療終了から6か月以内。	1回の治療につき10万円を限度に、初回治療時の妻の年齢が40歳未満で通算6回、40歳以上43歳未満で通算3回まで助成。ただし、通算助成回数は特定不妊治療と人工授精を併せて算定。 ※人工授精は、令和4年3月31日までに終了した治療のみ	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、1回の治療につき特定不妊治療(男性不妊治療含む)15万円、人工授精2万円を限度に、年度2回、通算5年度まで助成 ただし、通算助成回数は特定不妊治療と人工授精を併せて算定。	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に通算5年度まで助成 ※令和4年度新規事業については検討中	助成対象経費の1/2以内で、10万円を限度に助成(凍結した胚の融解胚移植等一部治療は5万円まで)。初回治療時の妻の年齢が40歳未満で1子ごと6回、40歳以上で1子ごと3回まで。 ※ただし、令和3年度に終了した治療及び令和3年度以前に開始し、令和4年度に終了した治療についてのみ助成する	助成対象経費の1/2以内で、10万円を限度に助成(凍結胚移植は対象外)。初回治療時の妻の年齢が40歳未満で1子ごと6回、40歳以上で1子ごと6回まで。特定不妊治療が上限に達した場合、助成しない。 ※ただし、令和3年度に終了した治療及び令和3年度以前に開始し、令和4年度に終了した治療についてのみ助成する
助成条件	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満 ⑤申請日より2年以上の居住を確約	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満
所管課名(電話番号)	こども家庭課(0285-83-8131)	子ども幸福課(0287-23-8634)	子ども課(0287-44-3600)	健康増進課(0287-38-1356)	健康増進課(028-682-2589)	こども課(0287-88-7116)	健康増進課(0285-32-8905)	健康増進課(0285-32-8905)

※特定不妊治療における助成対象額は、治療費から県の助成額を控除した後の額

市町名	下野市	上三川町	益子町	茂木町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町	野木町
助成対象	人工授精	保険適用外の不妊検査・治療	特定不妊治療及び人工授精	特定不妊治療及び人工授精	男性不妊治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	特定不妊治療及び人工授精
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	助成対象経費の1/2以内で、年間5万円を限度に、通算2年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間20万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間20万円を限度に通算4年度まで助成 ※令和3年度中に開始し、年度をまたいで令和4年度に終了する治療に限り、経過措置として助成を実施	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間10万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、1回の治療につき10万円を限度に、年度2回、通算3年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に、年度1回、通算5年度まで助成
助成条件	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦（事実婚を含む） ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入
所管課名 (電話番号)	健康増進課 (0285-32-8905)	子ども家庭課 (0285-56-9132)	健康福祉課 (0285-70-1121)	保健福祉課 (0285-63-2555)	保健福祉課 (0285-63-2555)	健康福祉課 (0285-68-1133)	子育て支援課 (028-677-6040)	こども未来課 (0282-81-1864)	健康福祉課 (0280-57-4171)

※特定不妊治療における助成対象額は、治療費から県の助成額を控除した後の額

市 町 名	塩 谷 町	高 根 沢 町	那 須 町	那 珂 川 町
助 成 対 象	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療
所 得 制 限	なし	なし	なし	なし
助 成 内 容	原則廃止。 ただし、経過措置として、年度またぎの治療(*)に限り、助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回。 (*令和3年度以前に治療が開始され令和4年度中に治療が終了した年度またぎの治療)	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回、通算5年度まで助成(ただし、妻の不妊治療開始時の年齢が36歳未満の夫婦については通算10か年度分助成)	助成対象経費の1/2以内で、年間20万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、1回の治療につき20万円(男性不妊を含む)を限度に、年度2回、通算5年度まで助成
助 成 条 件	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①申請時に夫婦の一方又は双方の住民登録が高根沢町にあること ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④法律上の婚姻関係にある、又は事実婚関係にあること	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入
所 管 課 名 (電 話 番 号)	保 健 福 祉 課 (0287-45-1119)	こ ども み ら い 課 (028-675-6466)	こ ども 未 来 課 (0287-71-1137)	子 育 て 支 援 課 (0287-92-1115)

※特定不妊治療における助成対象額は、治療費から県の助成額を控除した後の額

県内市町不育症治療費助成事業等実施状況一覧（詳細）

R 4（2022）. 4. 1 栃木県保健福祉部こども政策課

市 町 名	足 利 市	栃 木 市	佐 野 市	日 光 市	小 山 市	大 田 原 市	那 須 烏 山 市
助 成 対 象	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療
所 得 制 限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助 成 内 容	1 回の治療につき年間30万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に助成（通算助成年数の制限なし）	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	年間30万円を限度に、年度1回助成（通算助成年数の制限はなし）	第1子対象の不育症治療について助成対象経費の1/2以内で、1つの治療期間につき30万円を限度に通算5回まで助成（通算助成年数の制限はなし）	助成対象経費の1/2以内で、1回の治療につき30万円を限度に助成（通算助成年数、通算助成年数の制限なし）	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に助成（通算助成年数の制限なし） ※令和4年度新規事業については検討中
助 成 条 件	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①申請日及び助成対象期間において在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①治療時、申請者が在住していること ②市税等の滞納のない者	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入
所 管 課 名 (電 話 番 号)	健康増進課 (0284-22-4513)	保険年金課 (0282-21-2137)	健康増進課 (0283-24-5770)	子ども家庭支援課 (0288-21-5101)	子育て家庭支援課 (0285-22-9634)	子ども幸福課 (0287-23-8634)	こども課 (0287-88-7116)

市 町 名	下 野 市	壬 生 町	茂 木 町
助 成 対 象	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療
所 得 制 限	な し	な し	な し
助 成 内 容	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に、年度1回助成（通算助成年数の制限はなし） なお、厚生労働省不育症研究班に属する又はこれと同等な医療機関の検査・治療であること	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に助成（通算助成年数の制限はなし）	助成対象経費の1/2以内で、年間20万円を限度に助成（通算助成年数の制限はなし）
助 成 条 件	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入
所 管 課 名 (電 話 番 号)	健 康 増 進 課 (0285-52-1116)	こ ども 未 来 課 (0282-81-1864)	保 健 福 祉 課 (0285-63-2555)